

○松本市男女共同参画施策苦情等処理要綱

平成 17 年 3 月 7 日

告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、松本市男女共同参画推進条例(平成 15 年条例第 35 号)第 13 条の規定に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情又は意見(以下「苦情等」という)を適切かつ迅速に処理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(苦情等受付窓口)

第 2 条 市長は、苦情等の申出を総合的に受け付けるため、男女共同参画施策苦情等受付窓口を総務部人権・男女共生課に置く。

(苦情等の申出)

第 3 条 苦情等の申出は、松本市男女共同参画施策苦情等申出書(別記様式。以下「申出書」という。)の提出により行うものとする。

(苦情等の処理を行わないもの)

第 4 条 市長は、苦情等の申出の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるときは苦情処理調査を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定したもの
- (2) 裁判所に係争中のもの
- (3) 行政庁に不服申立て中のもの
- (4) 監査委員に住民監査請求中のもの
- (5) 議会に請願又は陳情を行っているもの
- (6) 専ら私人間の紛争に係るもの
- (7) この要綱により既に処理したもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が苦情処理が適当でないと思えるもの

(事務処理等)

第 5 条 市長は、申出書の提出を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 申出書の内容を審査し、処理を行う旨又は行わない旨を決定をし、苦情等を申し出た者(以下「申出人」という。)に対し、通知すること。
- (2) 申出の事実関係の調査及び確認をしようとするときは、その旨を苦情等に係る施策を行う市の機関又は関係者に対し、通知すること。ただし、相当な理由があると認められるときは、通知しないものとする。
- (3) 処理を行う旨を決定した申出について事実関係を調査し、調整すること。

(松本市男女共同参画推進委員会の意見聴取等)

第6条 市長は、苦情等の申出について松本市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くことができる。

- 2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、市長から苦情等の申出について意見を求められたときは、これに当たる委員を指名するものとする。
- 3 委員長に指名された委員(以下「指名委員」という。)は、必要に応じて、申出人の了解を得たうえで、申出人と対面して事情を調査することができる。
- 4 指名委員は、市の機関に対して、必要に応じて説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、その写しの提出を求めることができる。
- 5 指名委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情等処理方針の決定)

第7条 市長は、委員会から意見書の提出を受けたときは、これを踏まえて苦情等処理方針を決定するものとする。

(申出人に対する苦情等処理結果の通知)

第8条 市長は、苦情等処理方針を決定したときは、その結果を申出人に対し、通知するものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。